

高齢者虐待について



令和6年10月28日

鳥取市中央包括支援センター

社会福祉士 門脇 早紀

令和6年度介護報酬改定

高齢者虐待防止措置未実施減算

(虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合)

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ・虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。



高齢者虐待対応の目的

- 高齢者の安全を確保し、虐待を受けている状況を速やかに解消すること
- 高齢者虐待を生み出す要因になっている職場環境や業務運営、サービス提供のあり方を改善し、虐待の再発を防止すること

虐待の定義と類型



身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制

介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。



虐待の定義と類型



心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動をおこなうこと。

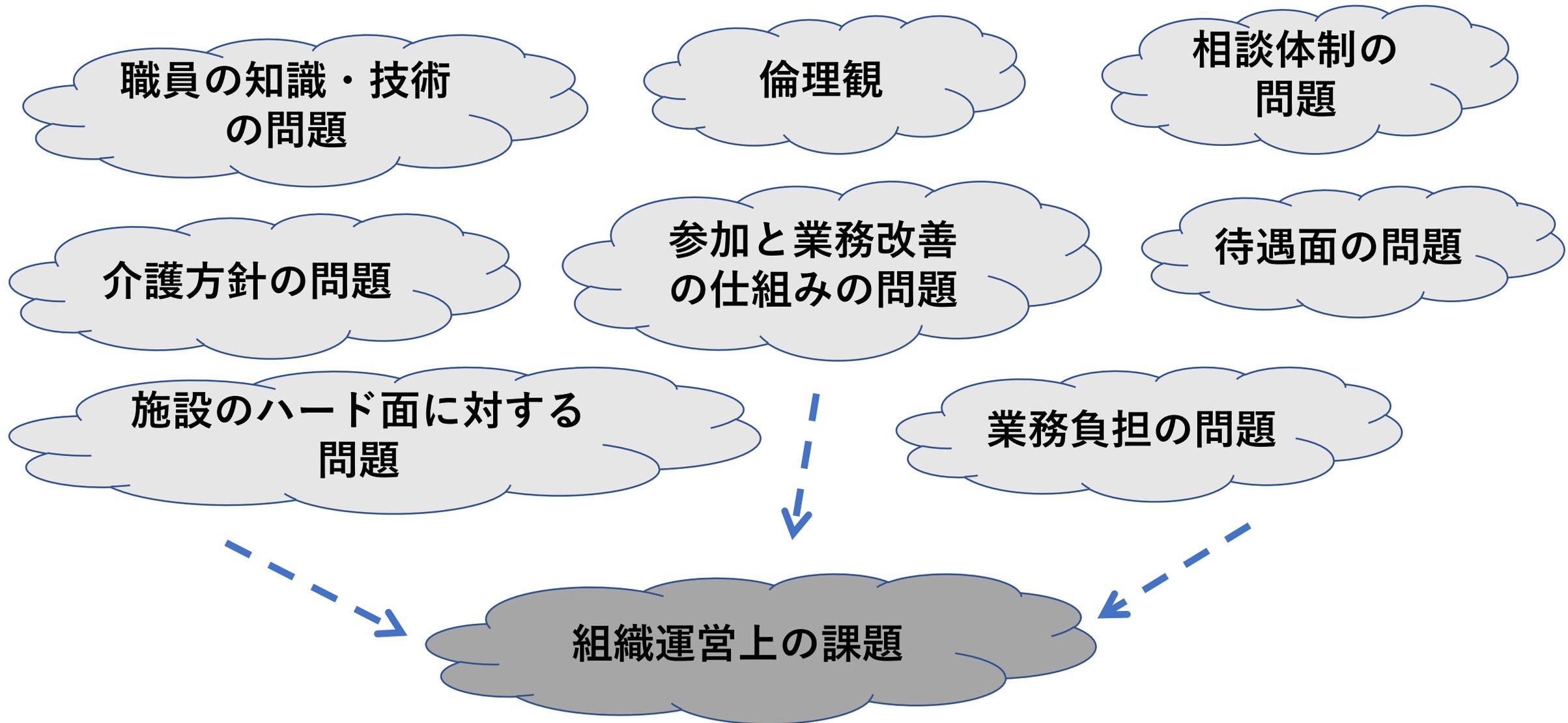
性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

虐待が起きる様々な背景



虐待防止のために取り組めること

- ・ **管理職、職員の資質向上**

法制度、介護技術、認知症への理解を深める研修などを通して知識技術の向上を図る

- ・ **虐待対応マニュアルの整備、虐待防止委員会の役割**

虐待予防、早期発見の体制作り、虐待防止委員会の組織作り

職員全員に対する虐待対応マニュアルの内容や虐待発生時の対応手順などの周知徹底

虐待に関する研修の実施、自己点検シートなどの活用

- ・ **風通しのよい職場づくりの検討と具体的な対策**

管理職は職員のストレス状況や現場の環境を把握し改善していく体制作り

職員が気軽に相談できる体制作り、業務改善の仕組み作り

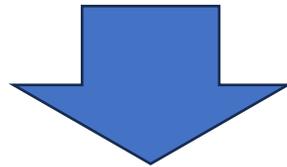
外部の目を積極的に入れる（第三者委員、介護相談員、地域との交流など）



「不適切なケア」とは



- ・ 明らかな虐待とまではいかないが、必要なケアであっても配慮が足りないばかりに利用者の心を傷つけた場合や、利用者が嫌がっている場合など正しいケアとはいえないもの = **不適切なケア**
- ・ 日常の介護では利用者の安全や健康を考えると利用者が望まないことをすることもある。すべてが介護される側の思い通りにはならないこともある。しかし…。



不適切なケアを放置しておく、と、虐待につながる可能性がある。
虐待防止のためにも介護される側の立場になってケアすることが大切

「不適切なケア」の段階で発見し、虐待の芽を摘む

「不適切なケア」の例

【食事介助の場面】

- ・自分で食べられるのに時間がかかるからと食事介助する
- ・声かけもおこなわずに流れ作業のように利用者の口にスプーンで食事を入れる

【入浴での場面】

- ・嫌がる理由を聞かず「何日も入っていないから」と無理に入浴させる
- ・自分で身体を洗えるのに職員が洗ってしまう
- ・裸のまま入浴の順番を待たせる

【排泄の場面】

- ・「さっき行ったばかりでしょ」とトイレの使用を制限する
- ・夜はおむつを何枚もはかせる

【移動に関する介助の場面】

- ・自分で歩ける利用者に転倒させないように車いすで移動させる
- ・動き出しそうな利用者を低いソファーに座らせ自力で動けない態勢にしておく
- ・無言で車いすを動かす

【その他】

- ・「立たないでくださいね」「動かないで」「座っていて」などと利用者の行動を制限する
- ・「リハビリしないと寝たきりになるよ」と不安になるようなことを言う
- ・なれなれしい態度で接する

虐待の芽チェックリスト

(参考) 東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成

1	利用者に友達感覚で接したり、子供扱いしたりしていませんか？
2	利用者に対して、アセスメント・サービス計画書に基づかず、あだ名や〇〇ちゃん呼び、呼び捨てなどをしていませんか？
3	利用者に対して、威圧的な態度、命令口調（「〇〇して」「ダメ！」など）で接していませんか？
4	利用者への声かけなしに介助したり、居室に入ったり、勝手に私物に触ったりしていませんか？
5	利用者のプライバシーに配慮せず、職員同士で話題にしたり個人情報を扱ったりしていませんか？
6	利用者に対して、「ちょっと待って」を乱用し、長時間待たせていませんか？
7	利用者に必要な日用品（眼鏡、義歯、補聴器など）や道具（コールボタンなど）が壊れていたり、使えなかったりしていませんか？

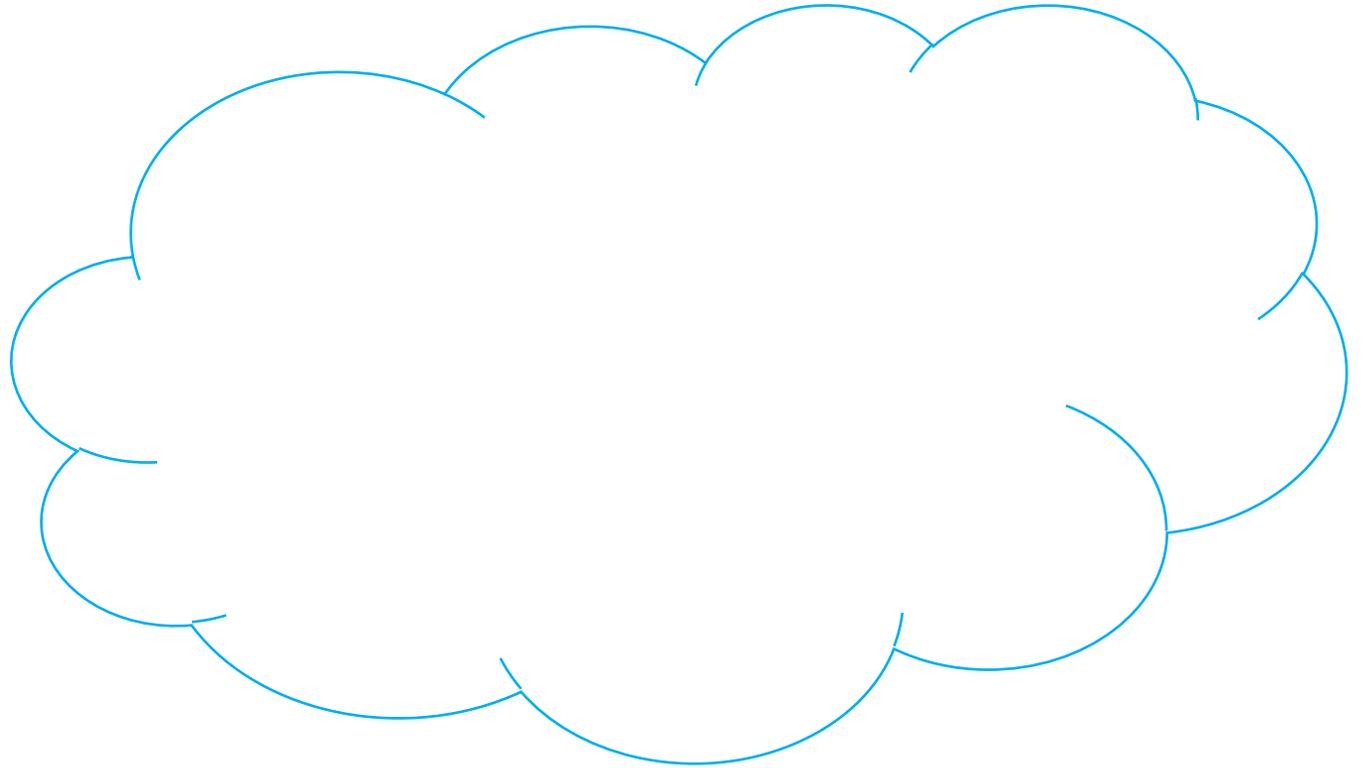
虐待の芽チェックリスト

(参考) 東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成

8	利用者の呼びかけやコールを無視したり、意見や訴えに否定的な態度をとったりしていませんか？
9	食事や入浴介助の無理強いなど、利用者に嫌悪感を抱かせるような援助を強要していませんか？
10	利用者の身体で遊んだり、人格を無視した関わり（落書きをする、くすぐるなど）をしたりしていませんか？
11	利用者や利用者の家族の言動をあざ笑ったり、悪口を言ったりしていませんか？
12	プライバシーへの配慮に欠けたケア（排泄について大声で話す、カーテンを開けたまま排泄ケアをするなど）をしていませんか？
13	利用者に対して乱暴で雑な介助や、いい加減な態度・受け答えをしていませんか？
14	他の職員に仕事に関わる相談ができない等、職場でのコミュニケーションがとりにくくなっていますか？
15	他の職員が行っているサービス提供・ケアに問題があると感じることがありませんか？

振り返ってみよう

虐待につながりそうなことは？



よくある質問

Q & A

Q

「トイレに行きたい」などと利用者が

訴えているが、すぐに対応できない時は

どうしたらよいか？



A どうしても忙しい時はある。



- 「あと〇分後に行きます」「〇〇さんの次に対応します」など 目安を伝えてみる。
- 「お待たせしました」「待っていただき、ありがとうございます」などの声掛けがあると印象が変わってくるかも・・・

Q

認知症や精神疾患等があると理解していても利用者の言動や態度にカーツとなるときがある。虐待につながる感情だと思われるため、感情コントロールの良い方法はあるか？



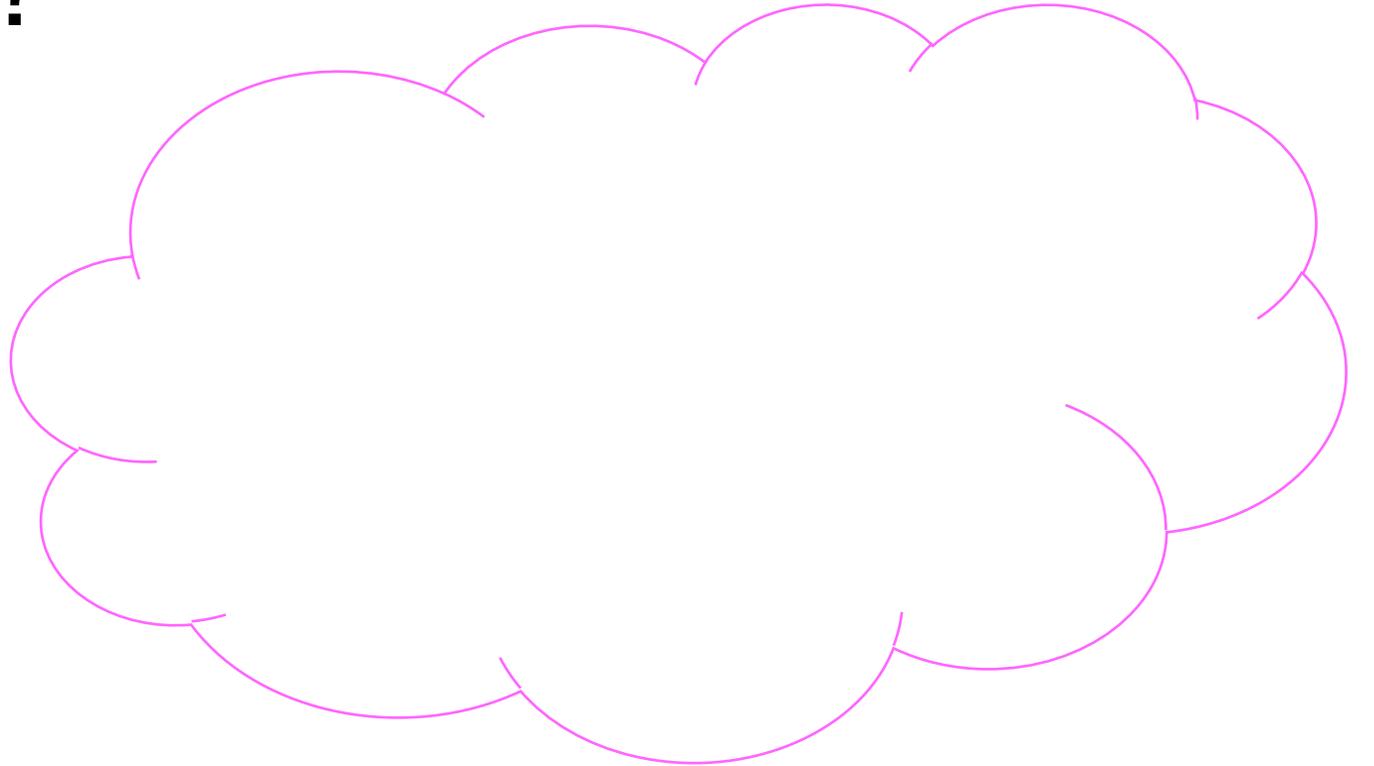
A アンガーマネジメント



- 怒りのピークはだいたい**6秒**といわれている。最初の6秒をやり過ぎると反射的な行動をとらなくなるといわれている。
- 自分の中に「**～すべき**」というのが多いほど怒りが生まれやすい。不要な「べき」を捨て、まあ許せるかという許容範囲を広げていく。
- 自分が変えられないことがあることを理解する。

考えてみよう

虐待を発生させないために
今からできることは??



虐待を発見したら??



皆さんには、虐待を発見したら市町村に通報をする義務があります

高齢者虐待防止法に規定されている

- 第7条第1項「養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合は、**速やかに、これを市町村に通報しなければならない。**」
- 第2項「前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、**速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。**」
- 第21条第1項「養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、**速やかにこれを市町村に通報しなければならない。**」

高齢者虐待についての相談窓口



鳥取市長寿社会課	0857-30-8211
鳥取市中央包括支援センター	0857-20-3457
鳥取北地域包括支援センター	0857-20-2205
鳥取南地域包括支援センター	0857-54-1023
鳥取桜ヶ丘地域包括支援センター	0857-51-1250
鳥取西地域包括支援センター	0857-50-0717
鳥取東地域包括支援センター	0857-30-5711
鳥取高草地域包括支援センター	0857-51-8112
鳥取湖東地域包括支援センター	0857-30-0080
鳥取市東部地域包括支援センター	0857-50-0280
鳥取市南部地域包括支援センター	0858-76-2351
鳥取市西部地域包括支援センター	0857-30-7780

ま と め



☆ なぜ虐待対応をおこなっているのか？

虐待認定して罰することが目的ではない！事業所がよりよくなるために、利用者がよりよい環境で生活してもらうためにおこなっているもの

☆ 日々の業務を振り返る、立ち止まって考える時間を持ってほしい

職場環境、コミュニケーション、日々の業務、利用者・家族の立場に立って考えること
日々職員一人ひとりが意識を持って立ち止まって考える時間を持ってほしい

☆ 虐待は大げさなことではない 身近な問題として意識してほしい

研修などを通してまずは高齢者虐待について理解してほしい
虐待は職員個人だけの問題ではなく、事業所全体として虐待防止の取り組みをおこなっていくことが必要！

ご清聴ありがとうございました

ございました

